

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年2月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500195号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成25年8月9日は25万円、平成26年12月20日及び平成27年12月22日は28万円、平成28年12月20日は25万円、平成29年12月20日は22万円に訂正することが必要である。

平成25年8月9日、平成26年12月20日、平成27年12月22日、平成28年12月20日及び平成29年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年8月9日、平成26年12月20日、平成27年12月22日、平成28年12月20日及び平成29年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月9日
② 平成26年12月20日
③ 平成27年12月22日
④ 平成28年12月20日
⑤ 平成29年12月20日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、A社が提出した賃金台帳の明細とする書面及び請求期間①における同僚の賞与に係る給料支払明細書によると、請求者は、同社から請求期間①において25万5,000円の賞与を支給され、2万925円の厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳の明細とする書面により確認できる厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対

し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から⑤までについては、A社が提出した平成26年12月分、平成27年12月分、平成28年12月分及び平成29年12月分の支給控除一覧表並びに未払費用の科目に係る取引明細書によると、請求者は、同社から請求期間②及び③においては28万円、請求期間④においては25万円、請求期間⑤においては22万円の賞与を支給され、それぞれの賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。